

平成 18 年 8 月 2 日

協力企業作業員の負傷について

東京電力株式会社  
福島第二原子力発電所

平成 18 年 8 月 2 日午前 9 時 45 分頃、発電所の北防波堤改修のためテトラポッドの据え付け作業を行っていた協力企業作業員が、作業に使用していたワイヤーを外すためテトラポッドに登った際、当該テトラポッドがずれて、ゆるめていたワイヤーが張り、それに当たって落ち、顔や腰などを負傷しました。

このため、午前 9 時 55 分頃、業務車で病院へ搬送しました。

診察の結果、「頭部顔面外傷、腰部打撲症、左下脚打撲症」と診断されました。当該作業員は治療後、帰宅しました。

今後、原因を調査し、必要な対策を講じます。

なお、当該作業員に放射性物質による汚染はありません。

以 上

「当社原子力発電所における不適合事象の公表方法の見直しについて」  
(平成 15 年 11 月 10 日お知らせ済み)における、区分Ⅲに該当するもの  
としてホームページに掲載したものです。